KOBE

おくやみ手続き

ご案内

2026年10月更新

ご遺族の方へ

　このたびのご親族のご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。

　身近な人が亡くなった後の手続きについてはお亡くなりになった方によって必要な手続きが異なり、中には複雑なものも含まれ、ご遺族の大きな負担となっています。

「おくやみコーナー」では、区役所・北須磨支所の手続きについてご説明するとともに、申請書の作成をお手伝いするなど、必要な手続きを少しでも負担なく行っていただけるようご案内いたします。

どうぞご利用ください。

神戸市

区役所・北須磨支所での手続きチェックリスト・・・P. 2
区役所・北須磨支所での手続き概要　・・・P. 3
区役所・北須磨支所以外での主な手続き一覧　・・・P. 12

区役所・北須磨支所での手続きチェックリスト

		亡くなられた方についてのご確認	該当	主な手続き	受付窓口	参照ページ
区役所での手続き	住民関係	印鑑登録をしている		・印鑑登録証の廃棄または返還	市民課	3A
		世帯主である		・世帯主変更	市民課	3B
	年金	障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金を受給している(生計同一の親族あり) ※上記以外(老齢年金等)は、年金事務所が窓口です。 （問い合わせ先は12ページをご覧ください。）		・未支給年金の請求	保険年金医療課 （北神区役所は市民課）	3C
		国民年金に加入している		・遺族基礎年金の請求 ・寡婦年金の請求　・死亡一時金の請求	保険年金医療課 （北神区役所は市民課）	4A
	介護保険	65歳以上の方または介護認定を受けている		・各種証の返還 ・送付先申請 ・保険料の精算　・給付口座の変更	保険年金医療課 （北神区役所は市民課）	4B
	保険	故人が国民健康保険の被保険者、または故人が世帯主でその世帯に国民健康保険に加入している人がいる		・資格喪失届及び各種証の返還 ・葬祭費の支給申請　・送付先申請 ・高額療養費等の各種申請 ・世帯主変更	保険年金医療課 （北神区役所は市民課）	5A
		後期高齢者医療保険に加入している		・資格喪失届及び各種証の返還 ・葬祭費の支給申請　・送付先申請 ・高額療養費等の各種申請 ・保険料の精算	保険年金医療課 （北神区役所は市民課）	5B
	税金	神戸市税(個人市・県民税、固定資産税、軽自動車税)が課税されている		・相続人代表者の指定	市税の窓口 （テレビ電話による取次ぎ対応）	6A
		軽自動車税の減免を受けている		・軽自動車税の減免取下げ	電子申請（e-KOBE）、郵送申請	6B
		神戸市税を故人の口座から口座振替で納税している		・口座振替の変更または廃止	市税の窓口	6C
	障がい	下記いずれかを受給している ・神戸市障害者特別給付金・特別障害者手当・障害児福祉手当 ・福祉手当(経過的措置)・特別児童扶養手当 ・重度心身障害者介護手当(介護対象者もしくは介護者の方)		・資格要件変更届 ・資格喪失届 ・介護者の変更手続き	保健福祉課	7A
		身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちである		・手帳の返還	保健福祉課	7B
		自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）受給者証をお持ちである		・受給者証の返還	保健福祉課	7C
		心身障害者扶養共済の加入者、対象となる心身障害者または年金受給者である		・年金給付申請 ・弔慰金給付申請 ・年金給付の停止	保健福祉課	8A
		自動車燃料費助成を利用している		・資格喪失届 ・ふわぽんカードの返還 ・総代人による未支給分助成金の請求	保健福祉課	8B
		重度心身障害者タクシー利用券を利用している		・資格喪失届 ・利用券の返還	保健福祉課	8C
	子ども	児童手当の支給対象児童または受給者である		（支給対象児童） ・資格喪失または減額の届出 （受給者） ・未支払手当請求　・新規申請	保健福祉課	9A
		児童扶養手当の支給対象児童または受給者である		（支給対象児童） ・資格喪失または減額の届出 （受給者） ・未支払手当請求　・新規申請	保健福祉課	9B
		児童扶養手当受給者の同居親族もしくは配偶者である		・支給停止消滅届　・該当事由変更届	保健福祉課	9B
		保育所等に入所している児童の世帯員である		・支給認定の変更	保健福祉課	10A
	乗車証	敬老優待乗車証(敬老パス)を持っている		・敬老優待乗車証の返還　・利用停止届 ・払戻の手続き	保健福祉課	10B
		福祉乗車証(福祉パス)を持っている		・福祉乗車証の返還　・利用停止届 ・払戻の手続き	保健福祉課	10C
	医療費助成	下記の医療費助成のいずれかを受給している または受給者の保護者、配偶者、扶養義務者である ・高齢重度障害者医療費助成・重度障害者医療費助成 ・高齢期移行者医療費助成・こども医療費助成 ・ひとり親家庭等医療費助成		・受給者証の返還 ・助成金の振込先口座の変更 ・未申請の償還払い ・申請内容の変更	保険年金医療課 （北神区役所は市民課）	11A

※各参照ページに手続きの概要を記載しています。（例：3Aと記載されている項目については3ページのA番をご覧ください）
※一部、玉津支所で受付を行っている手続きがありますので、各参照ページの受付窓口欄をご確認ください。
※マイナンバーカードは返納の必要はありませんので、諸手続きが終わるまでは保管し、必要がなくなったらご自身で破棄してください。
　なお、返納を希望される方は市民課または玉津支所の窓口で返納してください。

区役所・北須磨支所での手続き概要

A

印鑑登録証の廃棄または返還

故人が印鑑登録をしていた場合、その印鑑登録は死亡日をもって失効します。印鑑登録証の返還は必要ありませんので、お手元で廃棄してください。
なお、下記窓口にご持参された場合、回収することもできます。

持ち物

・故人の印鑑登録証

受付窓口

・市民課または玉津支所

B

世帯主変更

故人が世帯主であった場合で下記いずれにも該当した場合、手続きが必要となります。

☐ 同一世帯に残された世帯員が２名以上いる
☐ 残った世帯員はいずれも15歳以上の者である

持ち物

・届出人の本人確認書類
・委任状（届出人が故人と別世帯の場合）

受付窓口

・市民課または玉津支所

期　限

世帯主が亡くなった日から14日以内

C

未支給年金の請求

故人が年金を受給しており、遺族が下記の条件をいずれも満たすとき、未支給年金の請求ができます。

☐ 年金受給者である故人と生計を同じくしていた
☐ 故人からみて3親等以内

持ち物

・戸籍謄（抄）本※
・世帯全員の住民票※
・振込先通帳、キャッシュカード
※請求者のマイナンバーを請求書へ記入することで、添付を省略できる場合があります。
上記以外にも書類等が必要になる場合がありますので、まずは下記の窓口でご相談ください。

受付窓口

＜老齢基礎年金・老齢厚生年金・遺族厚生年金 等＞
・日本年金機構 年金事務所
＜遺族基礎年金・障害基礎年金・寡婦年金＞
・保険年金医療課（北神区役所 市民課）

期　限

亡くなった日から5年以内

A

国民年金の手続き

（遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求）

故人と遺族が下記に該当する場合、遺族基礎年金や寡婦年金、死亡一時金を請求することができます。

＜故人について＞

☐ 遺族基礎年金
- 国民年金の被保険者である方
- 国内居住者で60歳以上65歳未満の国民年金の被保険者であった方
- 老齢基礎年金の受給資格を満たした方※

※25年以上の受給資格期間の方に限る

☐ 寡婦年金
- 10年以上の国民年金納付期間（免除期間を含む）があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合

☐ 死亡一時金
- 3年以上の国民年金納付期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合

＜遺族について＞

☐ 遺族基礎年金
- 故人の子のある配偶者である
- 故人の子である

※子とは、18歳到達の年度末までの子

☐ 寡婦年金
- 故人と10年以上婚姻関係にある65歳未満の妻

☐ 死亡一時金
- ①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹（①～⑥の順で、先順位者がいる場合は、後順位者は受け取ることができません）

手続き・持ち物

☐ 遺族基礎年金または寡婦年金の請求
- 戸籍謄（抄）本※
- 世帯全員の住民票※
- 所得証明書※
- 死亡診断書
- 振込先通帳、キャッシュカード

☐ 死亡一時金の請求
- 戸籍謄（抄）本※
- 世帯全員の住民票※
- 振込先通帳、キャッシュカード

※請求者のマイナンバーを請求書へ記入することで添付を省略できる場合があります。

受付窓口

＜遺族基礎年金＞
- 保険年金医療課（北神区役所は市民課）（加入履歴により年金事務所の場合あり）

＜寡婦年金＞＜死亡一時金＞
- 保険年金医療課（北神区役所は市民課）

期　限

＜遺族基礎年金または寡婦年金＞
- 亡くなった日から5年以内

＜死亡一時金＞
- 亡くなった日から2年以内

B

介護保険の手続き

故人が65歳以上の方または介護認定を受けていた場合、下記の手続きと持ち物が必要となります。

手続き・持ち物

☐ 各種証の返還
- 被保険者証（または資格者証）
- 負担割合証（交付されている場合）
- 負担限度額認定証（交付されている場合）

☐ 保険料の精算・給付口座の変更（対象者のみ）
- 相続人の本人確認書類
- 相続関係がわかる書類（戸籍謄本など）
- 振込先口座のわかるもの（通帳など）

☐ 送付先申請
（郵送物を故人の住所以外に送る必要がある場合）
- 申請者の本人確認書類

受付窓口

- 保険年金医療課（北神区役所は市民課）

期　限

＜各種証の返還＞　速やかに（死亡日から14日以内を目途に）

＜介護保険料の精算＞　還付の時効は2年

＜介護保険の給付＞　給付の時効は2年

区役所・北須磨支所での手続き概要

A

国民健康保険の手続き

故人が国民健康保険の被保険者であった場合、または故人が世帯主でその世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

☐ 資格喪失届及び各種証の返還
- 死亡事実が確認できるもの
- 死亡者の資格確認書
- 高齢受給者証（70～74歳の方）
- 限度額適用認定証・特定疾病療養受療証（対象者のみ）
- 申請者の本人確認書類

☐ 葬祭費の支給申請
（故人が国民健康保険の被保険者でない場合を除く）
- 死亡事実が確認できるもの（死亡診断書等）
- 葬祭を行った方がわかるもの（領収書、会葬礼状等）
- 振込先の口座番号
- 死亡者の資格確認書
- 申請者（喪主）の本人確認書類

☐ 送付先申請
- 申請者の本人確認書類

☐ 高額療養費等の申請及び振込口座の変更
（故人が世帯主の場合かつ対象者のみ）
- 申請者（相続人）の本人確認書類
- 相続関係がわかる書類
- 振込先の口座番号

☐ 世帯主変更（故人が世帯主の場合）
- 同一世帯員の資格確認書
- 高齢受給者証（70～74歳の方）
- 限度額適用認定証・特定疾病療養受療証（対象者のみ）
- 申請者の本人確認書類

受付窓口

- 保険年金医療課
（北神区役所市民課、※玉津支所）

期　限

＜葬祭費の支給申請＞
葬祭を行った日の翌日から2年以内
＜葬祭費の支給申請以外の手続き＞
死亡日から14日以内
＜高額療養費の申請＞
診療年月の翌月1日から2年以内

B

後期高齢者医療の手続き

故人が後期高齢者医療の被保険者であった場合、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

☐ 資格喪失届及び各種証の返還
- 死亡者の資格確認書
- 特定疾病療養受療証（対象者のみ）
- 申請者の本人確認書類

☐ 葬祭費の支給申請
- 葬祭を行った方がわかるもの（領収書、会葬礼状等）
- 振込先の口座番号
- 死亡者の資格確認書
- 申請者（喪主）の本人確認書類
- （振込先が喪主でない場合は委任状と委任者の本人確認書類）

☐ 送付先申請（被保険者と住所が別の場合）
- 申請者の本人確認書類

☐ 高額療養費等の振込口座の変更（対象者のみ）
- 申請者（相続人）の本人確認書類
- 相続関係がわかる書類
- 振込先の口座番号

☐ 保険料の精算（対象者のみ）
- 申請者（相続人）の本人確認書類
- 相続関係がわかる書類
- 振込先の口座番号

受付窓口

- 保険年金医療課
（北神区役所市民課、※玉津支所）
※振込口座の変更、保険料の精算を除く

期　限

＜葬祭費の支給申請＞
葬祭を行った日の翌日から2年以内
＜資格喪失届及び各種証の返還＞
＜送付先申請＞
速やかに（死亡日から14日以内を目途に）
＜高額療養費等の各種申請＞
＜保険料の精算＞
神戸市から連絡があり次第

A

神戸市税の相続人代表者の指定

故人に神戸市税（個人市・県民税、固定資産税・軽自動車税）が課税されていた場合、下記の手続きが必要となります。

☐ 相続人代表者の指定

※個人が未登記家屋を所有している場合は別途名義変更の手続きが必要です。

持ち物

- 相続人であることがわかる書類（戸籍謄本など）

受付窓口

- 市税の窓口
  テレビ電話による案内
- 郵送申請
  送付先は右記二次元コードから神戸市HPをご確認ください。

神戸市HP
（相続人の代表者の指定届出）

期　限

速やかに（死亡日から14日以内を目途に）

B

軽自動車税減免の取り下げ

次に該当する方は、取り下げ申請が必要となります。

- 故人の障害者手帳をもとに減免を受けている。
- 故人が納税義務者の車両で減免を受けている。
- 故人が減免を受けている車両の運転者となっている。

☐ 軽自動車税の減免取下げ

持ち物

- 各種障害者手帳（死亡に伴い返還している場合を除く）届出者の本人確認書類
- 車検証、登録票等車両標識番号の分かるもの
  （郵送申請の場合は、すべてコピーと減免の取り下げ申請書を送付してください。）

受付窓口

- 電子申請
  e-KOBE（神戸スマート申請システム）を利用して、スマホやパソコンからいつでも申請できます。詳しくは、右記二次元コードから神戸市HPをご確認ください。

神戸市HP
（身体障害者減免）

- 郵送申請
  必要書類を下記の郵送先へ送付してください。
  〒653-8762
  神戸市長田区二葉町５丁目1-32
  新長田合同庁舎２階　軽自動車税の窓口

期　限

速やかに（死亡日から14日以内を目途に）

C

納税に関する手続き

神戸市税を故人の口座から口座振替で納税していた場合、下記の手続きが必要となります。

☐ 口座変更又は廃止

持ち物

＜口座変更の場合＞

- （あれば）納税通知慮等通知書番号がわかるもの
- 預貯金通帳
- 口座の届出印

＜口座廃止の場合＞

- 神戸市納税案内センターへ連絡してください。

受付窓口

- 市税の窓口
  電話・郵送は、神戸市納税案内センター
  ナビダイヤル（0570-078-401）

※ナビダイヤルを利用できない場合
050-3625-7103

期　限

速やかに（死亡日から14日以内を目途に）

区役所・北須磨支所での手続き概要

A 特別障害者手当等の手続き

故人が下記いずれかの受給をしていた場合、下記の手続きと持ち物が必要です。

手続きと持ち物

＜神戸市障害者特別給付金＞

☐ 資格要件変更届

＜特別障害者手当＞
＜障害児福祉手当＞
＜福祉手当（経過的措置）＞
＜重度心身障害者介護手当（介護対象者）＞

☐ 資格喪失届
- 同一生計の扶養義務者の振込口座情報が分かるもの（未支払い手当がある場合）

＜特別児童扶養手当＞

☐ 資格喪失届
- 対象児童の振込口座情報が分かるもの（未支払い手当がある場合）

※受給者変更の際は別に手続きが必要です

＜重度心身障害者介護手当（介護者）＞

☐ 介護者の変更手続き
- 振込口座情報が分かるもの

受付窓口

- 保健福祉課

期　限

＜神戸市障害者特別給付金＞
＜特別児童扶養手当＞
＜重度心身障害者介護手当（介護対象者）＞
＜重度心身障害者介護手当（介護者）＞
- 速やかに（死亡日から14日以内を目途に）

＜特別障害者手当＞
＜障害児福祉手当＞
＜福祉手当（経過的措置）＞
- 死亡を証する書類を添えて14日以内

B 各種障害者手帳の返還

故人が下記いずれかの手帳を所持されていた場合、手帳返還の手続きが必要となります。

☐ 身体障害者手帳
☐ 療育手帳
☐ 精神障害者保健福祉手帳

持ち物

- 返還する手帳
- 窓口に来られる方の身元確認ができるもの（運転免許証など）

受付窓口

- 保健福祉課

期　限

速やかに（死亡日から14日以内を目途に）

C 自立支援医療受給者証の返還

故人が自立支援医療受給者証をお持ちの場合、受給者証の返還が必要です。

持ち物

- 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）受給者証

受付窓口

- 保健福祉課

期　限

速やかに（死亡日から14日以内を目途に）

備　考

- 自立支援医療の適用となる医療費の精算が終わってから返還してください。

A

神戸市心身障害者扶養共済の手続き

故人が、心身障害者扶養共済の加入者（障害のある方の保護者）、心身障害者扶養共済の対象となる心身障害者、心身障害者扶養共済の年金受給者である場合、下記の手続きと持ち物が必要です。

手続きと持ち物

＜故人が心身障害者扶養共済の加入者(障害のある方の保護者)である＞

☐ 年金給付申請
- 死亡診断書の原本もしくは死体検案書原本
- 加入者の住民票（除票）
- 障害者の住民票
- 振込口座の通帳（見開き）のコピー

＜故人が心身障害者扶養共済の対象となる心身障害者である＞

☐ 弔慰金給付申請（加入期間が1年以上の場合）
- 加入者の住民票
- 障害者の住民票（除票）
- 振込口座の通帳（見開き）のコピー

＜故人が心身障害者扶養共済の年金受給者である＞

☐ 年金給付の停止
- 障害者（年金受給者）の住民票（除票）（住所地が神戸市内である場合は不要）

受付窓口

- 保健福祉課

期　限

速やかに（死亡日から14日以内を目途に）

B

自動車燃料費助成の手続き

故人が自動車燃料費助成を受けていた場合、下記の手続きと持ち物が必要です。

手続きと持ち物

☐ 資格喪失届

＜配偶者または扶養義務者がいる場合＞

☐ 総代人による未支給助成金の請求
- 総代人の本人確認書類
- 総代人名義の通帳の写し（請求時）

☐ ふわぽんカードの返還
- ふわぽんカード

受付窓口

- 保健福祉課

期　限

＜ふわぽんカードの返還＞
＜資格喪失届＞
- 速やかに（死亡日から14日以内を目途に）

＜総代人による未支給分助成金の請求＞
- 当該年度内

C

重度心身障害者タクシー利用券の返還

故人が重度心身障害者タクシー利用券を利用していた場合、下記の手続きと持ち物が必要です。

手続きと持ち物

☐ 資格喪失届

☐ タクシー利用券の返還
- 未使用分のタクシー利用券

受付窓口

- 保健福祉課

期　限

速やかに（死亡日から14日以内を目途に）

区役所・北須磨支所での手続き概要

A

児童手当の手続き

それぞれ以下の手続きと持ち物が必要となります。

手続きと持ち物

＜支給対象児童が亡くなった場合＞

☐ 資格喪失届または減額の届出
- 受給者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

＜手当受給者が亡くなった場合＞

☐ 資格喪失届
- 届出者の本人確認書類

☐ 未支払手当請求（未支払の手当がある場合）
- 未支払分を受給する児童の銀行預金通帳等

☐ 新規申請
※亡くなった方の代わりに児童を育てる方が申請者となります。

申請者の本人確認書類
- マイナンバーがわかる書類
（マイナンバーカード、マイナンバー入り住民票のいずれか）

※３歳未満の児童を養育している場合
※マイナ保険証（マイナポータル画面）、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか。
- 振込口座情報のわかるもの

受付窓口

- 保健福祉課

期　限

＜資格喪失届または減額の届出＞
＜未支払請求＞
速やかに（死亡日から14日以内を目途に）
※未支払請求について、未支払い分の児童手当の本来の定例支給日の翌日から起算して2年が経過すると受給できなくなります。

＜新規申請＞
速やかに（死亡日から14日以内を目途に）
※新規に申請した場合、原則として申請日の属する月の翌月分から支給が開始されます。
※亡くなった日が月末等で、認定請求の手続きが月をまたぐ場合は、亡くなった日の翌日から15日以内に手続きをすれば、亡くなった翌月分から支給されます。

B

児童扶養手当の手続き

それぞれ以下の手続きと持ち物が必要となります。

手続きと持ち物

＜支給対象児童が亡くなった場合＞

☐ 資格喪失届または減額の届出
- 受給者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

＜手当受給者が亡くなった場合＞

☐ 受給者死亡届・未支払手当請求（未支払の手当がある場合）
- 未支払分を受給する児童の銀行預金通帳等

☐ 新規申請
※亡くなった方の代わりに児童を育てる方が申請者となります。
- 持ち物は、世帯の状況により必要書類が異なるため、詳しくは下記窓口でご確認ください。

＜手当受給者の同居親族が亡くなった場合＞

☐ 扶養義務者の所得による支給停止関係消滅の届出
※必ず受給されている方が届け出てください。
- 受給者の本人確認書類

＜手当受給者の配偶者が亡くなった場合＞

☐ 手当支給にあたる該当事由変更の届出
- 受給者の本人確認書類

※児童の父または母が亡くなり、新たにひとり親となる場合も申請が可能です。世帯の状況により必要書類が異なるため、詳しくは下記窓口でご確認ください。

受付窓口

- 保健福祉課

期　限

＜受給者死亡届＞
亡くなった日から14日以内

＜新規申請＞
要件を満たしており受給資格が認定された場合、新規申請の翌月分から手当が支給されることとなりますので、新たに児童を監護される方は窓口までご相談ください。

＜未支払手当請求＞
速やかに（死亡日から14日以内を目途に）
※未支払請求について、未支払い分の児童扶養手当の本来の定例支給日の翌日から起算して2年が経過すると受給できなくなります。

＜該当事由変更届＞
速やかに（死亡日から14日以内を目途に）

A

保育所の手続き（世帯員の死亡）

故人が保育所に入所している児童と世帯を同じくしていた方の場合、下記の手続きと持ち物が必要となります。

☐ 支給認定の変更届

持ち物

・届出人の本人確認書類

受付窓口

・保健福祉課

期　限

速やかに（死亡日から14日以内を目途に）

B

敬老優待乗車証（敬老パス）の返還

故人が敬老優待乗車証（敬老パス）を所持していた場合、下記の手続きと持ち物が必要となります。

☐ 敬老優待乗車証の返還及び利用停止手続き

☐ チャージ残高の払戻し手続き

持ち物

・敬老優待乗車証（敬老パス）
・代理人の本人確認書類
・代理人の口座情報がわかるもの

受付窓口

・保健福祉課

期　限

速やかに（死亡日から14日以内を目途に）

備　考

・チャージ残高の払戻しは区役所では行っていません。受付後2か月を目途に指定口座に振り込まれます。
※振込時期や金額、チャージ残高が無い場合の通知はありません。
・敬老パスの割引制度を利用して購入した定期券の払戻しについては、各交通事業者にご確認ください。

C

福祉乗車（福祉パス）の返還

故人が福祉乗車証（福祉パス）を所持していた場合、下記の手続きと持ち物が必要となります。

☐ 福祉乗車証の返還及び利用停止手続き

☐ チャージ残高の払戻し手続き

持ち物

・福祉乗車証（福祉パス）
・代理人の本人確認書類
・代理人の口座情報がわかるもの

受付窓口

・保健福祉課

期　限

速やかに（死亡日から14日以内を目途に）

備　考

・チャージ残高の払戻しは区役所では行っていません。受付後2か月後を目途に指定口座に振り込まれます。
※振込時期や金額、チャージ残高が無い場合の通知はありません。

区役所・北須磨支所での手続き概要

A

医療費助成の手続き

医療費助成とは、下記の５種の助成を指します。

- 高齢重度障害者医療費助成
- 重度障害者医療費助成
- 高齢期移行者医療費助成
- こども医療費助成
- ひとり親家庭等医療費助成

必要な手続き

＜受給者が亡くなった場合＞

- ☐ 受給者証の返還
- ☐ 助成金の振込先口座の変更

＜受給者の扶養義務者が亡くなった場合＞

- ☐ 扶養義務者の変更
- ☐ 所得調査対象者の変更
- ☐ 健康保険の変更※

※扶養義務者の健康保険上の被扶養者となっていた場合に必要です。

必要なもの

＜受給者が亡くなった場合＞

- 受給者証
- 来庁者の本人確認書類
- 通帳等振込先のわかる書類
- 続き柄のわかる戸籍謄本等（必要に応じて）

＜受給者の扶養義務者が亡くなった場合＞

- 死亡日が確認できるもの
- マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか

※扶養義務者の健康保険上の被扶養者となっていた場合に必要です。

※マイナ保険証の場合はマイナポータルの健康保険情報画面をご提示ください。

受付窓口

- 保険年金医療課（北神区役所市民課、玉津支所）

期　限

速やかに（死亡日から14日以内を目途に）

区役所・北須磨支所以外での主な手続き一覧

	対象	主な手続き	問い合わせ先
区役所以外の手続き	厚生年金　等	■遺族厚生年金の請求 ■未支給年金の請求 （老齢厚生年金、老齢基礎年金、遺族厚生年金 等）	各年金事務所において、予約による年金相談を実施しておりますので、まずは電話か予約サイトから予約してください。 ・予約受付専用電話　0570-05-4890 ・東灘年金事務所（東灘区・灘区）　078-811-8475 ・三宮年金事務所（中央区）　078-332-5793 ・兵庫年金事務所（兵庫区・北区）　078-577-0294 ・須磨年金事務所（長田区、須磨区、垂水区、西区）　078-731-4797 年金に関する一般的な問い合わせは「ねんきんダイヤル（電話番号：0570-05-1165）」をご利用ください。
	原動機付自転車（125CC以下） 小型特殊自動車	■廃車・名義変更	・神戸市役所 法人税務課 軽自動車税担当　0570-078-401（ナビダイヤル）
	普通自動車	■税金に関する手続き	神戸県税事務所 ・自動車税第１課（東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区）　078-647-9158 ・自動車税第2課（長田区、須磨区、垂水区、西区）　078-647-9157
		■廃車・名義変更	・神戸運輸監理部兵庫陸運部　050-5540-2066
	３輪・４輪の軽自動車	■廃車・名義変更	・軽自動車検査協会兵庫事務所　050-3816-1847
	２輪の軽自動車（125CC超250CC以下） ２輪の小型自動車（250CC超）	■廃車・名義変更	・神戸運輸監理部兵庫陸運部　050-5540-2066
	国税関係	■相続手続き ■所得税・消費税申告手続き	・芦屋税務署（東灘区）　0797-31-2131 ・灘税務署（灘区）　078-861-5054 ・神戸税務署（中央区）　078-391-7161 ・兵庫税務署（兵庫区・北区）　078-576-5131 ・長田税務署（長田区）　078-691-5151 ・須磨税務署（須磨区・垂水区）　078-731-4333 ・明石税務署（西区）　078-921-2261
	不動産登記関係	■土地・家屋等移転登記 ※令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。（詳しくは、右記の問い合わせ先まで）	神戸地方法務局 ・東神戸出張所（東灘区）　078-451-7955・6 ・本局（灘区、中央区、兵庫区）　078-392-1821 ・北出張所（北区）　078-594-3351・2 ・須磨出張所（長田区、須磨区、垂水区）　078-794-2045・6 ・明石支局（西区）　078-912-5511・2
	遺言書	■検認・開封	・神戸家庭裁判所　078-521-5930
	相続放棄	■相続放棄の申立	・神戸家庭裁判所　078-521-5930

区役所・北須磨支所以外での主な手続き一覧

区役所以外での手続き

対象	主な手続き	問い合わせ先
市営住宅	（市営住宅の名義人が亡くなり、同居人が新たに名義人となる場合） ■市営住宅入居承継 （市営住宅を退去される場合） ■市営住宅返還 （名義人でない同居人が亡くなった場合） ■市営住宅入居者異動届	・東部管理センター　078-599-7171 （東灘区、灘区、中央区） ・兵庫・長田管理センター　078-691-2790 （兵庫区、長田区） ・北区管理センター（北区）　078-591-5567 ・須磨・垂水管理センター　078-786-3738 （須磨区・垂水区） ・西区管理センター（西区）　078-996-3251
上水道・下水道	■水道の閉栓・名義変更 ■振替口座の変更	・神戸市水道局お客さま受付センター　078-797-5555 （井戸水等を使用されていて下水道使用料単独の請求がある場合には、下記にもご連絡ください。 ・神戸市建設局下水道部経営管理課　078-806-8709）
神戸市立墓園	■墓地使用権の承継・返還 ■納骨時の埋蔵届の提出　等	・鵯越墓園管理事務所　078-621-5667 （鵯越墓園、追谷墓園、魚崎墓地、小林墓地、荒神山墓地） ・舞子墓園管理事務所　078-782-2975 （舞子墓園及び垂水墓地） ・西神墓園管理事務所　078-961-2460 （西神墓園）
農地	■権利取得による届出	・神戸市農業委員会事務局　078-984-0387 ・神戸市北農業振興センター（北区）　078-982-7111 ・神戸市西農業振興センター（北区以外）078-975-5800
飼い犬	■登録変更（所有者の変更）	・神戸市生活衛生ダイヤル　078-771-7497
運転免許証	■返納	・東灘警察署（東灘区）　078-854-0110 ・灘警察署（灘区）　078-802-0110 ・葺合警察署（中央区）　078-231-0110 ・生田警察署（中央区）　078-333-0110 ・兵庫警察署（兵庫区）　078-577-0110 ・長田警察署（長田区）　078-578-0110 ・須磨警察署（須磨区）　078-731-0110 ・垂水警察署（垂水区）　078-781-0110 ・神戸西警察署（西区）　078-992-0110 ・神戸北警察署（北区）　078-594-0110 ・有馬警察署（北区）　078-981-0110 ＜運転免許センター＞ ・神戸更新センター　078-351-7201
パスポート	■返納	・兵庫県旅券事務所　078-222-8700
特別永住者証 在留カード	■返納	・大阪出入国在留管理局　神戸支局　078-391-6378 ※特別永住者証は住所地の区役所・北須磨支所市民課でもお預かりできます

	対象	主な手続き	問い合わせ先
区役所以外での手続き	郵便物	（ひとり暮らし世帯など） ■郵便物の受取停止	・お住いの地区に配達している郵便局 ※該当局が不明な場合は、郵便局ホームページ（https://www.post.japanpost.jp/shiten_search/ ）で検索、もしくはお近くの郵便局へお問い合わせください。
	生命保険等	■死亡保険金の請求 ■入院給付金の請求　等	・加入していた生命保険会社又は代理店
	預貯金口座等	■口座凍結の解除	・各金融機関　等
	株式等	■名義変更	・証券会社　等
	国債	■記名変更 ■償還金受領	・償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局
	クレジットカード	■解約	・各契約会社
	固定電話・携帯電話	■契約承継・解約	・各契約会社
	インターネット	■名義変更・解約	・各契約会社
	NHK受信料	■名義変更・解約	・フリーダイヤル　0120-151515 ・有料ダイヤル　050-3786-5003 （フリーダイヤルにつながらない場合）
	電気・ガス料金等	■名義変更・解約	・各契約会社
	ケーブルテレビ	■名義変更・解約	・・各契約会社

市内で住宅・土地を相続される方へ

住宅・土地を相続される際、以下の点に気をつけて、適正に管理していきましょう。

- 相続登記をしていないと売買契約等ができません。登記手続きを行いましょう。（令和6年4月より義務化）
- すまいは使わないと傷みが早くなります。瓦や外壁の飛散、建物や塀、樹木の転倒などに注意が必要です。
- 危険な空き家となってしまうと、固定資産税に対する住宅用地特例が適用されなくなることがあります。
- 昭和56年5月以前に着工された建物は、耐震性が低い可能性があります。無料耐震診断を受けましょう。

神戸市すまいの総合窓口「すまいるネット」では、無料で空き家空き地の売買や賃貸（管理含む）に関する相談を受け付けています。
また、すまいの耐震診断・改修等の補助申請の受付も行っていますので、まずは申請条件等についてご相談ください。

すまいるネット

すまいるネット　神戸　検　索

■電　話：078-647-9988（空き家空き地に関する相談専用）
　　078-647-9933（耐震診断・改修等の補助に関する相談）
■ＦＡＸ：078-647-9912
■窓　口：神戸市長田区二葉町5丁目1-1 アスタくにづか5番館2階
■時　間：10時から17時まで（水曜・日曜・祝日定休）

ホームページはこちら

おくやみコーナーの概要

受付場所	亡くなった方の住所地の区役所 （※住所地が須磨区の場合は、須磨区役所・北須磨支所のどちらでも受付可能です。）
受付時間	９時００分～１７時００分 （※区役所・北須磨支所の各窓口の受付時間は17時00分までです。時間によってはおくやみコーナーご利用後、各窓口での手続きが行えない場合がありますので、注意ください。

ご注意

※ おくやみコーナーでのご案内後、区役所・北須磨支所の各担当窓口で各種手続きを行っていただきます。おくやみコーナーをご利用にならず、直接各担当窓口に行って手続きをしていただくことも可能です。

※ おくやみコーナーの利用状況によってはお待ちいただく場合があります。

〈問い合わせ先〉

【おくやみコーナーのご案内】
おくやみコーナーの詳細は
WEBページをご確認ください。

神戸市　おくやみコーナー　検索

【おくやみ判定ナビ】
スマホで簡単な質問に
答えるだけで、必要な手続き
と持ち物を確認できます。

電話：0570－083－330 または 078－333－3330
FAX：078－333－3314
神戸市お問い合わせセンター（年中無休 8時～21時）

お問い合わせ用
メールフォームは
こちら